

15 (1)洪水に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段	
国直轄河川の洪水	警戒レベル3	高齢者等避難	○洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民	○気象情報 台風情報 川崎市防災気象情報の天気予報 気象庁の予報 気象警報、注意報、特別警報 ○多摩川、幸区の鶴見川・矢上川に係る 洪水予報、水防警報、水害リスクライン及び水位データ等 ○小河内ダム放流通知 ○水位観測所状況図(堤防断面図) ○重要水防箇所(多摩川・鶴見川他) ○巡視による現地調査 *水位情報は各基準水位観測所の水位であり、当該水位情報を基に当該洪水予報区間の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。	○市長 (災害対策基本法第60条、水防法第29条) ○区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風水害対策編)	○同報系防災行政無線による放送 ○区の広報車、消防車両からの放送 ○自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ホームページ ○防災気象情報メール、ツイッター ○テレビ、ラジオ ○Lアラート配信 ○緊急速報メール	
	警戒レベル4	避難指示					○同報系防災行政無線によるサイレン
	警戒レベル5	緊急安全確保					
県管理河川の洪水	警戒レベル3	高齢者等避難	○洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民	○気象情報 台風情報 川崎市防災気象情報の天気予報 気象庁の予報 気象警報、注意報、特別警報 ○鶴見川(麻生区)、矢上川、有馬川、麻生川、真光寺川、三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川に係る水防警報及び水位データ等 ○巡視による現地調査 *水位情報は各水位観測所の水位であり、当該水位を基に当該河川の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。	○市長 (災害対策基本法第60条、水防法第29条) ○区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風水害対策編)	○同報系防災行政無線による放送 ○区の広報車、消防車両からの放送 ○自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ホームページ ○防災気象情報メール、ツイッター ○テレビ、ラジオ ○Lアラート配信 ○緊急速報メール	
	警戒レベル4	避難指示					○同報系防災行政無線によるサイレン
	警戒レベル5	緊急安全確保					

※国、県管理河川以外の市内河川及び水路については、過去の浸水地域と時間降水量等を考慮して各区で巡回を行い避難等に係る判断を行う。

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

15 (2) 土砂災害に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
警戒レベル3	高齢者等避難	① 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続し、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発表が見込まれる場合 ② 強い降雨を伴う台風の接近・通過により、横浜地方気象台による気象経過予想において、夜遅くから明け方にかけて大雨注意報が大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替わることが見込まれている場合	○土砂災害警戒区域内の住民	○気象情報 台風情報 川崎市防災気象情報の天気予報 気象庁の予報 気象警報、注意報、特別警報 ○雨量 川崎市防災気象情報の雨量観測情報 ○地域のリスク情報 土砂災害ハザードマップ ○土壌雨量指数 ○気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報、レーダー・ナウキャスト ○国土交通省防災情報提供センター ○神奈川県土砂災害情報システムの情報		○同報系防災行政無線による放送 ○区の広報車、消防車両からの放送 ○自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ホームページ ○防災気象情報メール、ツイッター ○テレビ、ラジオ ○アラート配信 ○緊急速報メール
警戒レベル4	避難指示	① 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された時 ② 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表されている状況で、川崎市内で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測された場合 ③ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) ④ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤ 崖崩れの前兆現象が発見された場合	○土砂災害警戒メッシュ情報で土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の判定基準を超過、又は超過見込みの地域を含む区の区内すべての土砂災害警戒区域内の住民 ○大規模な開発行為等を行っている現場に隣接している住宅等や過去に土砂災害が発生した後に特に対策を行っていない場所、その他の土砂災害の発生地点周辺で被害発生のおそれがある又は被害を受けた地区の住民	上記に加え、 ○土砂災害警戒情報 ○記録的短時間大雨情報 ○巡視による現地調査(大規模開発行為等を行っている現場付近、急傾斜地崩壊危険区域のうち防災対策工事が未着手の箇所、過去に土砂災害が発生し対策が行われていない場所、その他の巡視が必要と認められる場所) 崖崩れの前兆現象 ・斜面(擁壁)の亀裂 ・ガリ(掘れ溝)侵食の発生 ・湧水の発生、増減、濁り等の変化 ・浮石の落下、樹木等の揺れ ・斜面(擁壁)からの異音 ・斜面(擁壁)のふくらみ ・小崩壊の断続的発生等	○市長(災害対策基本法第60条) ○区長、消防局長、消防署長(川崎市地域防災計画風水害対策編) 避難指示の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。	上記のほか、 ○同報系防災行政無線によるサイレン
警戒レベル5	緊急安全確保	① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」「警戒レベル5相当情報[土砂災害]」となった場合 ③ 土砂災害の発生を確認した場合	○土砂災害警戒メッシュ情報で実況で土砂災害警戒情報判定基準を超過の地域を含む区の区内すべての土砂災害警戒区域内の住民 ○土砂災害の発生地点周辺で被害発生のおそれがある又は被害を受けた地区の住民			

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。
 ② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

15 (3)高潮災害に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
高潮災害	警戒レベル3	高齢者等避難				<ul style="list-style-type: none"> ○同報系防災行政無線による放送 ○区の広報車、消防車両からの放送 ○自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ホームページ ○防災気象情報メール、ツイッター ○テレビ、ラジオ ○アラート配信 ○緊急速報メール
	警戒レベル4	避難指示	○神奈川県が指定した高潮浸水想定区域内の住民等	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報 ○台風情報 ○川崎市防災気象情報の天気予報 ○気象庁の予報 ○気象警報、注意報、特別警報 ○地域のリスク情報 ○高潮浸水想定区域図(神奈川県) 	<p>○市長 (災害対策基本法第60条)</p> <p>○区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風水害対策編)</p> <p>避難指示の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。</p>	<p>上記のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同報系防災行政無線によるサイレン
	警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ①水門、陸こう等の異常が確認された場合 ②海岸堤防等が倒壊した場合 ③異常な越波・越流が発生した場合 ④高潮氾濫の発生を確認した場合、若しくは高潮氾濫発生情報が発表された場合 			

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)